

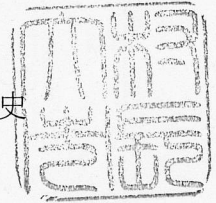
大市環セ第84号

平成31年1月18日

大村市清掃審議会

会長 福重 文夫 様

大村市長 園田 裕史



大村市一般廃棄物処理基本計画の策定について（諮問）

現行の大村市一般廃棄物処理基本計画は、平成15年度から平成30年度までの計画期間で策定され、平成24年度から平成30年度までの計画期間について改定されています。

新たに2019年度から2033年度までの基本計画の策定作業を進めています。

つきましては、計画内容について審議する必要があると思われますので、大村市清掃審議会条例第2条第1号の規定により、貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問内容

一般廃棄物処理基本計画の策定について
計画案別紙のとおり

答 申 第 1 号

平成31年2月8日

大村市長

園田 裕史 様

大村市清掃審議会

会長 福重 文夫



大村市一般廃棄物処理基本計画の策定について（答申）

平成31年1月18日付けで大村市長から意見を求められた大村市一般廃棄物処理基本計画の策定について、当審議会で慎重に審議を行った結果、市から提示された計画案の内容で妥当であるという結論に達しましたので答申いたします。

なお、改定後の施策の実施にあたっては、特に別紙に記載の点について留意いただくよう、答申の附帯意見として申し述べます。

審議会からの附帯意見

- 1 事業系ごみについては、2019年から2033年までの伸び率が家庭系ごみと比較して高くなるという予測がなされています。

事業所数が増加傾向であることは理解しますが、事業系ごみの抑制対策を強化し、一層の減量化に努めることを求めます。

- 2 越境ごみ対策については、展開検査の実施に努めるほか、近隣市町と手数料の均衡を図るなどの対策を進めていくことを求めます。

- 3 焼却施設の建替については、将来のごみ排出量を適正に判断するとともに、ごみ排出量を抑制するあらゆる手段を実施して、施設規模や処理方法を決定していただくよう求めます。